

他にもこんな整備ポイントがあります。

授乳室

利用者が不便に思うポイント



- 授乳室がない施設は、赤ちゃんがいると利用しづらい。
- 荷物置きスペースが少ないと使いづらい。

授乳できるスペースやおむつ交換のできる場所を設ける。

瞬間湯沸器・電気ポット・流し台等を設ける。

母乳を与えるスペースは、授乳室とは別室にするかカーテン等を設け、男性の利用も考慮する。

十分な荷物置きスペースを設ける。

授乳を行うためのベビーベッド・いすの配置を考える。

カウンター

利用者が不便に思うポイント



- カウンターの位置が高いと、物を置いたり、紙に書いたりする作業はむずかしい。

座位のカウンターでは、車いすを引き寄せることにより利用できる手すりや、踏み込みの空間を設ける。

杖や荷物を置くことが出来る工夫などがカウンターにあると良い。

腰かけ椅子があると楽。

手すり

利用者が不便に思うポイント

- 手すりの先端が突き出していると、ものがひっかかったりする。

左右に設置すると、利き手や上り下りに関わらず使える。また、2段に設けるといろんな人に対応できる。

下段の手すりは、細めの手すりになると、小さい手や弱い握力でも握りやすい。

手すりの先端は突き出さないように適切に処理する。

手すりは樹脂製や木製のものを使用するなど握りやすいものとする。

バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント

バリアフリー法で定められた規模の大きな建築物等については、建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられています。

また、利用居室、車いす使用者用便房、駐車施設に至るいくつかの経路のうち、必ず1つ以上は**高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)**としなければなりません。

例えば、利用居室からトイレに行くのに何通りかの行き方があるとき、そのうちの少なくとも1つは移動等円滑化経路の基準を適用する必要があります。

<バリアフリー法のポイント>

以下の表にバリアフリー法に示されている基準のポイントを記載していますが、整備基準の詳細はバリアフリー法をご確認ください。

場所と設備	移動等円滑化基準のポイント
出入口	(移動等円滑化経路) ①車いすが通過できる幅にする。 ②自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
廊下等	①滑りにくい仕上げとする。 (移動等円滑化経路) ・車いすで通行しやすい幅にする。 ・車いすの転回場所を確保する。 ・自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
階段	①段がある場合には、手すりを設ける。 ②滑りにくい仕上げとする。 ③段がわかりやすい色彩、つまずきにくい構造とする。 ④段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。 ⑤回り階段としない。 (移動等円滑化経路) ・階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)
階段に代わる又は併設する傾斜路	①段がある場合には、手すりを設ける。 ②滑りにくい仕上げとし、前後の廊下等と識別しやすいものとする。 ③傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。 (移動等円滑化経路) ・階段に代わるものは車いすで通行しやすい幅、階段に併設するものにあっては車いすで通行できる幅とする。 ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配とする。 ・車いすが回転できる幅の踊場を設ける。
便所	①便所内に、車いす使用者用便房を1以上設置する。 ②便所内に、オストメイト対応器具を設けた便房を1以上設置する。 ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き小便器、壁掛式小便器その他これらに類する小便器を1以上設置する。